

火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があった場合の手続

(1) 火薬庫設置等許可申請書の記載内容(火薬庫の所在地、火薬庫の種類及び棟数、貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。)に変更があった場合

遅滞なく許可を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

(規則第 81 条の 14 第 7 号)

○提出書類

① 火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届・・・様式No.53

② 変更事項を証する書面

③ 委任状(申請者が代理人である場合)

(注) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。・・・書式例No. 1

○提出部数 1 部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

(2) 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量を変更する場合

貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量を変更する場合には、**事前に**許可を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

(規則第 81 条の 14 第 7 号)

また、火薬類取締法施行規則第 19 条で定められた貯蔵区分を遵守し、変更後の最大貯蔵量が、爆薬換算で変更前の最大貯蔵量を超えないようにしなければならない。

○提出書類

① 火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届・・・様式No.53

② 委任状(申請者が代理人である場合)

(注) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。・・・書式例No. 1

○提出部数 1 部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

(3) 火薬庫の附近の状況若しくは保安物件との距離について変更があった場合

火薬庫の附近の状況若しくは保安物件との距離について変更があった場合は、事前又はその事実を知った場合においては遅滞なく許可を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

(規則第 81 条の 14 第 7 号)

○提出書類

① 火薬庫工事設計明細書記載事項変更届・・・様式№54

② 火薬庫工事設計明細書(新、旧)

③ 状況図

(注)火薬庫と保安物件との間の距離を明示すること。

④ 委任状(申請者が代理人である場合)

(注) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。・・・書式例№ 1

○提出部数 1 部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班